

校章について



〈制定〉昭和 52 年 6 月 4 日

県の植物であるいちょうの葉三枚を組み合わせ、中心に南の M を、その中に希望の"希"をデザインしていた。

〈由来〉

いちょうの木は天に向かって真直にどこまでも成長し、枝も天へ手をひろげる如く延びる。成長も早くたくましい。人類よりも古い生きた化石ともいわれ、歴史をもった植物であり、公害にも強い。本校生徒もいちょうにふさわしく、21世紀の未来に向かって真直に、のびのびとたくましい成長をめざしてほしいと願ってとり入れた。また葉の三枚組は、一枚は知、一枚は情、もう一枚は意を表わす。即ち、知は真の知力、情は豊かな心情、意は強い意志力、これはたくましい体力がともなわねばならない。この三位一体の力が理想の人間ではないかと考える。

どれか一つ小さくとも、大きくてもバランスはよくない。小は小なりに正三角形の如く、三点つりあった人間をめざしてほしいと願って正三角形に配置した。

本校の教育目標

～挑戦・発信・錬磨～

- 主体的に考え、伝える力と解決する力を高める。〔知〕
- 人を思いやり、自分や周りを大切にする心を育てる。〔徳〕
- 様々なふれあいを通し、豊かな心と体を鍛える。〔体・開〕
- 社会の一員として、広い視野に立ったものの見方や考え方を身に付ける。〔公・開〕

南希望が丘中学校生徒会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は横浜市立南希望が丘中学校生徒会とする。

第2条(目的)

本会は誠意、責任、協力、自主を基本的姿勢とし、有意義な学校生活を送ると共に、豊かな社会性を身につけることを目的とする。

誠意・・・人にはやさしい心をもって常に純粋な心で真実を見つめる。

責任・・・自分の言動をよく考え、正しい信念をもって努める。

協力・・・どんな苦難にも力を合わせて、励まし合い打ち勝つ。いつも奉仕の心を忘れない。

自主・・・正しい信念と判断をもとに、自分から進んで考え行動し反省する。

第3条(会員)

本会は本校に在籍する全ての生徒を会員とする。

第4条(機関)

本会は第2条の目的達成のため次の機関をおく。

総会、全校評議会、委員会、本部役員

第5条(顧問)

本会は本校全職員を顧問とする。

第2章 総会

第6条(権能)

総会は、本会の最高決議機関である。

第7条(定例総会)

1. 本会の全会員 4/5 以上の出席をもって成立する。

2. 議案の可決は出席者の過半数の同意を必要とする。

3. 本部役員および常任委員会の前年度活動決算報告、予算案、活動計画(運営方針)を審議し、決定する。

第8条(臨時総会)

召集は評議会の要求又は、全会員の 1/4 以上の署名を集めたときに本部役員に提出し会長が召集する。構成議案の可決は、前条の規定を準用する。

第 3 章 全校評議会及び学級委員

第 9 条(全校評議会の構成・仕事及び議決)

1. 全校評議会は総会に次ぐ議決機関であり、原則として毎月 1 回開かれる。
2. 学級委員・本部役員・各委員長をもって構成する。
3. 予算案・活動計画案・規約改正やその他生徒会活動の重要な事項について報告を受け、審議・確認する。
4. 評議会は構成員の 4/5 以上をもって成立する。決議権は各クラス・委員長を各 1 とし、本部役員も 1 とする。議事は出席者の過半数の同意をもって議決する。ただし議長団に決議権はない。

第 10 条(臨時評議会)

評議会の要求又は本部役員が必要と認めた場合、会長が臨時評議会を召集することができる。

第 11 条(学級委員)

1. 各クラスから選出された男女各 1 名をもって委員とする。ただし、常任委員と兼ねることはできない。
2. 学級委員の任期は、前期 4 月から 9 月、後期 10 月から 3 月までとする。
3. 委員は学年・学級活動の中心であり、かつ責任者として学年・学級をまとめ上げると同時に各クラスを代表し、全校評議会と学級委員会に出席する。

第 12 条(評議会の傍聴)

1. 全校評議会の会議を傍聴したい者は、開会 3 日前までに議長に申請し、議長の許可を得れば傍聴できる。ただし、定員は 20 名までとしそれを越える傍聴の申請があった場合は、議長の判断により制限する。
2. 臨時評議会の会議を傍聴したい者は、開会前までに議長に申請しなければならない。
3. 会議の進行を妨げる行為があった場合、議長は退場を命ずることができる。

第 4 章 委員会及び委員

第 13 条(委員会の種類)

委員会は常任委員会と実行委員会等の二種とする。

第 14 条(常任委員会) 常任委員会は、次の通りとする。

図書委員会 美化委員会 生活委員会 保健委員会 放送委員会 ビオトープ委員会

第 15 条(常任委員会の構成)

常任委員会は各クラスより選出された委員をもって構成され、その定数及び任期は次の通りとする。

○図書委員会(各クラス 2 名)

前期 4 月～9 月 後期 10 月～3 月

○美化委員会(各クラス 2 名)

前期 4 月～9 月 後期 10 月～3 月

○生活委員会(各クラス男女各 1 名)

前期 4 月～9 月 後期 10 月～3 月

○保健委員会(各クラス男女各 1 名)

前期 4 月～9 月 後期 10 月～3 月

○放送委員会(各クラス 1 名)

前期 4 月～9 月 後期 10 月～3 月

○ビオトープ委員会(各クラス 2 名)

前期 4 月～9 月 後期 10 月～3 月

第 16 条(常任委員会の仕事)

常任委員会の仕事は、生徒の自主性を高め、本会を発展させるため主に次の事柄を行う。また常任委員長任期は第 22 条に準ずる。

○図書委員会

図書館の運営に関する仕事を行いながら、会員の読書に対する関心を深める。

図書館の運営・本の紹介・新聞記事の掲示など。

○美化委員会

校内の景観の向上と保全のため、美化に努める。

清掃の点検・大掃除の準備と片付け・植物栽培活動など。

○生活委員会

集団生活において必要な規律を徹底し、その実践につとめる。

週番活動・あいさつ活動・学校生活の向上に努めるなど。

○保健委員会

学校保健安全計画にあわせて活動する。

(1) 衛生活動の推進

(2) 急病人・けが人発生時に担任および保健室への連絡

(3) 学校保健委員会への参加その他

○放送委員会校内放送の企画・運営を行う。

昼の放送の企画・運営、学校行事の放送・記録など。

○ビオトープ委員会

・昼休みの「観察池」と「ビオトープ池」の管理

・ビオトープ新聞の作成

・不定期に行う校内環境整備活動その他

第17条(実行委員会等)

本会の活動を円滑に運営するために評議会の承認を経て実行委員会等を必要な期間設置することができる。

①実行委員会

実行委員会は次の通りとする。

合唱祭実行委員会、体育祭実行委員会、生徒会役員選挙管理委員会

②その他

第18条(委員会の傍聴)

委員会の傍聴については第12条の規定を準用する。

第 5 章 本部役員

第 19 条(本部役員)

本部役員は会員を代表して会の企画、運営にあたる。

第 20 条(本部役員構成)

本部役員は選挙により選出された次の役員により構成される。

会長（1名） 副会長（2名以内） 会計（1年1名・2年1名）

庶務（1年1名・2年1名）

第 21 条(役員の仕事)

役員の仕事は、次の通りとする。

会長・・・会員を代表し第 2 条目的達成のため企画運営を行う。

副会長・・・会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

会計・・・予算に関する仕事を行う。

庶務・・・会の記録・保管・書類の作成。

第 22 条(役員任期)

役員の仕事は 10 月から翌年 9 月までとする。

第 23 条(役員選挙)

役員選挙は別に定められた選挙管理規定による。

第 6 章 改正

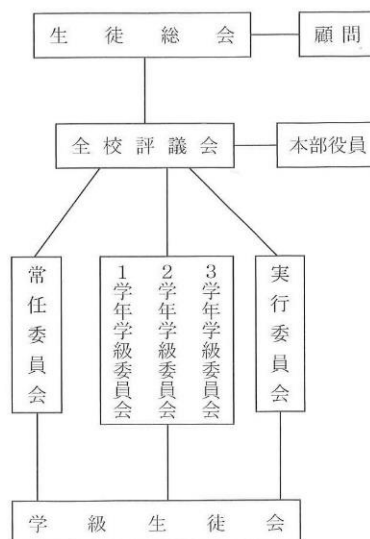
第 24 条 (規約の改正)

本規約の改正は生徒評議会の 2/3 以上の同意をもって決定する。

第 25 条 (施行)

本規約は 2020 年 4 月より実施される。

生徒会組織



選挙管理規定

第 1 章 総則

第 1 条(目的) 本規定は生徒会規約第 23 条に基づき、生徒会役員を公平に選挙することを目的とする。

第 2 章 選挙管理委員会

第 2 条(選挙管理委員会)

選挙管理委員会は各クラスより 2 名ずつ選出された選挙管理委員により組織する。その選出は前期常任委員会と同時に行う。また、本部役員は常任委員会や実行委員会を兼ねることはできない。

第 3 条(選挙管理委員会の仕事)

- (1) 選挙日程の告示
- (2) 立候補者の受付・告示
- (3) 選挙公報の発行・配布
- (4) 選挙運動の制限
- (5) 立ち会い演説の運営・管理
- (6) 投票事務及び投票所の設置
- (7) 開票及び当選者の告示
- (8) 細則の決定

第 4 条(選挙管理委員の任期) 選挙管理委員の任期はその年の選挙管理委員会発足より解散までとする。

第 3 章 選挙権及び被選挙権

第 5 条(選挙権および被選挙権) 本校生徒会会員は本会本部役員を選挙する権利を有し、被選挙権は第 1 学年及び第 2 学年全員が有する。

第 4 章 選挙運動

第 6 条(選挙運動の期間) 選挙運動開始より投票が始まるまでの期間行うことができる。

第 7 条(ポスター・ビラ) ポスターは選挙管理委員会の印を必要とし、委員会指定の場所以外に掲示してはならない。

また、ビラは禁止する。

第 8 条(放送・演説) 放送演説は選挙管理委員会指定の場所で指定の時間内に委員の立ち会いのもとで行うことができる。

第 9 条 選挙活動は登校時に選挙管理委員会指定の場所で指定の時間内に委員の立ち会いのもとで行うことができる。

第 10 条(立ち会い演説) 立ち会い演説は投票日に行われ選挙管理委員会の定めた制限時間内で行うことができる。

第 5 章 投票及び開票

第 11 条(投票) 投票は立ち会い演説後行う。尚、信任投票の場合は○印による投票とする。

第 12 条(開票) 開票は投票の日に選挙管理委員会が行う。

第 6 章 当選者及び再選挙

第 13 条(当選者) 各役員について有効投票の最多数を得た者を当選者とする。

また、立候補者が定員以内の場合は信任投票で有効投票の過半数をもって当選者とする。

第 14 条(再選挙) 各役員について無効投票が 2/3 以上の票数となった場合、その役員については再選挙する。

また、立候補者が定員以内で信任投票により有効投票が 1/3 に満たなかった場合もその役員については再選挙とする。

第 15 条(当選者の告示) 当選者の告示は選挙管理委員会が開票終了後、直ちに行う。

第 7 章 補欠選挙

第 16 条(補欠選挙) 本部役員に欠員ができた場合は補欠選挙を原則行わない。

第 8 章 付則

第 17 条(細則)

これ以外の細則は選挙管理委員会が作成した生徒会役員選挙実施要項に示す。

災害発生時における対応について

Ⅰ 特別警報・警報発令時の対応について

＜警報対象地域＞横浜市内、神奈川県全域または神奈川県東部

<p>◇特別警報 ◇暴風警報 ◇大雪警報 ◇暴風雪警報 ◇降灰予報</p>	<p>○午前 6 時に、左の警報（降灰予報）が継続中の場合は、全市一斉休校となります。学校からは、連絡しません。各家庭で気象情報を確認してください。</p> <p>○降灰が継続している間は、休校となります。</p> <p>○暴風警報が出ていない「大雨警報」「洪水警報」「各種注意報」が発令時に、登校が危険であるとご家庭で判断した場合は、遅刻・欠席にはなりません。その際は、ご家庭の判断を学校までお知らせください。</p> <p>○登校後に、左の警報（降灰予報）が発令された場合は、状況に応じて生徒の安全確保を最優先にして判断します。（通常授業の継続、下校時間の変更、集団下校、学校留め置き、保護者への引き渡し等、状況に応じて判断）</p> <p>*必要に応じて、学校 HP、メール配信で保護者へお知らせします。</p>
<p>◇交通機関の計画運休</p>	<p>○大型台風や大雪の影響などで、市内鉄道会社全社(J R 線、東急線、みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合には、全校一斉休校となります。</p>

※気象情報は、横浜市危機管理室 HP、横浜市水防災情報 HP、テレビ、ラジオなどで確認してください。

※自然教室、修学旅行など原則として延期・中止となりますが、目的地に警報等が発表されておらず時間を遅らせれば安全な場合は実施することもあります。

2 大規模地震等の対応について

◇大規模地震発生時 ※横浜市内のいずれかで震度 5 強以上が発生	○在宅時に地が発生した場合、臨時休校になります。 ○在校時は、授業を打ち切ります。引き渡し依頼書に基づき、生徒を引き渡します、 ○登下校中は、学校か自宅か近いほうに避難します。落下物（看板、外壁、ガラス）や塀、自販機や崖に注意し、近くの避難場所、公園、空き地など安全な場所へ *家庭でも通学路の確認をしてください。 ○教育再開は被害の規模、程度によりますが発災後 3 日程度経過した後に準備を始めることを想定しています。
◇大規模地震にあたらぬ地震発生	○震度 5 弱以下の場合は、校長が適宜判断します。（必要に応じメール配信） ○学校で生徒を預かり、保護者または代理人に生徒を引き渡す場合 ・地震により、相鉄線が運転再開の見込みが立たない ・学校および周辺地域が停電となり、安全に帰宅させられない

※休日、夜間に発生した場合は、生徒の状況を学校にお知らせください。

3 その他

○災害時には災害用伝言ダイヤルを利用してください。

「伝言の再生方法」次の順にダイヤル

① 171 ② 2 ③ 080-6852-4218 → 「メッセージを再生」

○災害や不審者等、必要に応じて学校よりメール配信等をさせていただきます。